「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携した利用できる・利用しやすくなる行政サービス

自治体名
伯耆町

令和5年10月1日時点

（注意事項）

・各サービス等を利用するためには届出受理証明書又は携帯用カードの提示等のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。

・一部のサービス利用においては、届出受理証明書又は携帯用カードの提示が不要な場合があります。

No.	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課 （電話番号）	留意事項等
1	町営住宅にパートナーと入居申請ができる。	②証明書の写しを提出	教育委員会事務局 0859-62-0713	入居には、住宅困窮要件、所得要件等があります。